

標準様式の導入における考え方

目標管理型の政策評価については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることとし、事前分析表及び評価書の様式については、統一的な標準様式によることを基本とする。

なお、政策評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など標準様式に修正を加える必要がある場合は、各標準様式の要素を盛り込んだ上で、統一性及び一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- 従前からの評価の連続性の確保や評価結果の活用等のため、様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合

(例)・「基準値」→「初期値【基準値】」

・「基準年度」→「目標値設定年度【基準年度】」

・「達成手段」→「政策手段【達成手段】一覧」

- 記載内容を分かりやすくする等のために、標準様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする）

(例)・測定指標の定義や動向に関する詳細分析を記載

・「用語解説」を追加

- 評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(例)・「施策」単位の評価書とあわせて、相互に関連する「施策」をまとめた「政策」単位の評価書を作成し、それらを一体として評価、活用